

みなかぜ訪問看護ステーション 重要事項説明書

(事業概要)

第1条 みなかぜ訪問看護ステーションの概要

1 法人の概要

法人名称	医療法人せいわ会
所在地	福岡県小郡市津古字半女寺 1470-1
代表者名	大橋 晋弘
電話番号	0942-75-1230

2 事業所の概要

事業所名称	みなかぜ訪問看護ステーション
所在地	福岡県糸島市篠原西一丁目14番1号
管理者名	中村 恵美
電話番号	092-332-7572
サービスを提供する地域	糸島市内

*糸島市以外の方でもご希望の方はご相談ください。

3 職員体制と職務内容

職 種	資 格	常勤	非常勤	職務内容	計
管理者	看護師	1名	0名	従事者の管理及び業務の管理	1名
訪問看護	看護師	3名	0名	訪問看護サービスの提供	3名
訪問看護	作業療法士	1名	0名	訪問看護サービスの提供	1名

(運営方針)

第2条 事業の運営方針

- 1 利用者さまの心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- 2 事業の実施にあたっては、保健所、市町村及び医療機関などの関係機関ならびに保健・医療・福祉の関係職種等と密接な連携を図ります。
- 3 質の良い訪問看護サービスを提供するため訪問看護従事職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

(営業日及び営業時間)

第3条 事業の営業日及び営業時間

1 営業日・時間

営業日	月曜日から土曜日まで (12月31日から1月3日まで及び国民の休日を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時まで

2 サービス提供日・サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日まで (12月31日から1月3日まで及び国民の休日を除く)
サービス提供時間	午前9時から午後5時まで

(利用料)

第4条 利用料金 (医療保険・介護保険・保険適応外)

1 医療保険をご利用の場合

(1) 基本利用料 (①、②、③のいずれか+④)

単位：円

①精神科訪問看護基本療養費 (I)		料金	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで	30分以上	5,550	555	1,110	1,665
	30分未満	4,250	425	850	1,275

②精神科訪問看護基本療養費 (III)		料金	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで (同1日に2名)	30分以上	5,550	555	1,110	1,665
	30分未満	4,250	425	850	1,275

③精神科訪問看護基本療養費 (IV)		料金	1割負担	2割負担	3割負担
入院中の外泊時に訪問 (1回につき)		8,500	850	1,700	2,550

④訪問看護管理療養費

訪問看護管理療養費 (機能強化型1~3以外)	月の初日	料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理療養費1	2日目以降	3,000	300	600	900
訪問看護管理療養費2	2日目以降	2,500	250	500	750

(2) 該当する場合に1ヶ月につき請求させていただく費用

単位：円

項目	料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護情報提供療養費	1,500	150	300	450
訪問看護医療DX情報活用加算	50	5	10	15

(3) 該当する場合に都度請求させていただく費用

単位：円

項目	料金	1割負担	2割負担	3割負担
長時間精神科訪問看護加算 (週1日まで)	5,200	520	1,040	1,560
精神科複数回訪問加算 2回/日、同一建物2名以下	4,500	450	900	1,350
複数名訪問看護加算 1日1回	4,500	450	900	1,350
退院時共同指導加算 (1回・病名により2回まで)	8,000	800	1,600	2,400
+特別指導加算 (特別管理加算の対象者のみ)	2,000	200	400	600
退院時支援指導加算 (退院日の訪問)	6,000	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算 (月1回まで)	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月2回まで)	2,000	200	400	600
特別地域訪問看護加算	所定額の50%			

2 介護保険をご利用の場合

計算方法 報酬単位×地域区分単価 (10.42円：糸島市6級地) = A (小数点以下切捨て)

$$A \times 0.9 \text{ (1割負担)} = B \quad A - B = \text{利用者負担額}$$

(1) 要介護の場合

単位：円

サービス提供区分	単位数	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314	3,271	327	654	981
30分未満	471	4,907	491	981	1,472
30分以上1時間未満	823	8,575	858	1,715	2,573
1時間以上1時間30分未満	1,128	11,753	1,175	2,351	3,526
理学療法士等の場合	294	3,063	306	613	919

項目	算定回数	単位数	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算 (I) 30分未満	1回につき	254	2,646	265	529	794
複数名訪問加算 (I) 30分以上	1回につき	402	4,188	419	838	1,256
初回加算 (I)	1回につき	350	3,647	365	729	1,094
初回加算 (II)	1回につき	300	3,126	313	625	938
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,252	625	1,250	1,876
サービス提供体制強化加算 (I)	1回につき	6	62	6	12	19
サービス提供体制強化加算 (II)	1回につき	3	31	3	6	9
中山間地域等サービス提供加算	1回につき	単位数の5/100を算定				

(2) 介護予防の場合

単位：円

サービス提供区分	単位数	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303	3,157	316	631	947
30分未満	451	4,699	470	940	1,410
30分以上1時間未満	794	8,273	827	1,655	2,482
1時間以上1時間30分未満	1,090	11,357	1,136	2,271	3,407
理学療法士等の場合	284	2,959	296	592	888

単位：円

項目	算定回数	単位数	10割負担	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算 (I) 30分未満	1回につき	254	2,646	265	529	794
複数名訪問加算 (I) 30分以上	1回につき	402	4,188	419	838	1,256
初回加算 (I)	1回につき	350	3,647	365	729	1,094
初回加算 (II)	1回につき	300	3,126	313	625	938
退院時共同指導加算	1回につき	600	6,252	625	1,250	1,876
サービス提供体制強化加算 (I)	1回につき	6	62	6	12	19
サービス提供体制強化加算 (II)	1回につき	3	31	3	6	9
中山間地域等サービス提供加算	1回につき	単位数の5/100を算定				

3 保険適応外

交通費	実施地域以外から片道5キロメートル未満 無料 実施地域以外から片道5キロメートル以上 1キロメートル/50円
延長料金	90分越える場合、30分まで2,600円

* サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は無料です。

4 料金のお支払方法

毎月12日までに前月分の請求を致しますので、25日までにお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払方法は現金払いとなります。

5 償還払いについて

保険料の滞納等により、保険給付が直接事業所に支払われない場合はサービス提供料金を全額支払していただきます。当事業所からの領収書を後日、市町村の窓口へ提出すれば払い戻しを受けられます。

(キャンセル料)

第5条 キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先092-332-7572) キャンセル料金はかかりません。

(指定訪問看護等の内容)

第6条 サービス提供内容

- 1 病状・障害の観察 (血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定など)
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持 (清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・手足浴など)
- 3 療養上の世話 (生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など)
- 4 褥創の予防 (褥瘡予防に関する指導など)
- 5 リハビリテーション (拘縮予防・歩行訓練など)
- 6 認知症患者の看護 (趣味の活用・安全対策の工夫など)
- 7 療養生活や介護方法の指導 (社会資源の紹介・介護者の健康相談など)

(利用方法)

第7条 サービスの利用方法

1 サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

2 サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が医療保険施設や介護保健施設に入院又は入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当と認定された時
- ※ この場合、条件を変更して再度契約をすることが出来ます。

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

(4)その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合や利用者、家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は解約を申し出ることによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを3カ月以上延滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合、または利用者や家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約書を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(事故発生時及び緊急時の対応方法)

第8条 サービスの提供中に万が一事故が発生した場合、様態の変化などがあつた場合は、その状況により主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所・及び市町村等へ連絡します。

(苦情申立窓口)

第9条 ご相談においては下記窓口にお問い合わせください。

1 ご利用者ご相談窓口

みなかぜ訪問看護ステーション

担当 中村 恵美 電話 092-332-7572

ご利用時間 平日：9：00～12：30 13：30～17：00

2 公的機関の相談窓口

糸島市 健康福祉部

介護・高齢者支援課 電話 092-332-2070

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 1 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- 2 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を負わないものとします。

(個人情報利用について)

第11条 オンライン資格確認を導入するにあたり、以下の目的において個人情報を利用します。

医療保険事務のうち、審査支払機関又は保険者への照会